

第4回「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」次第

〔平成28年12月19日（月）17:30～
テレビ会議室〕

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）防疫措置の実施状況について

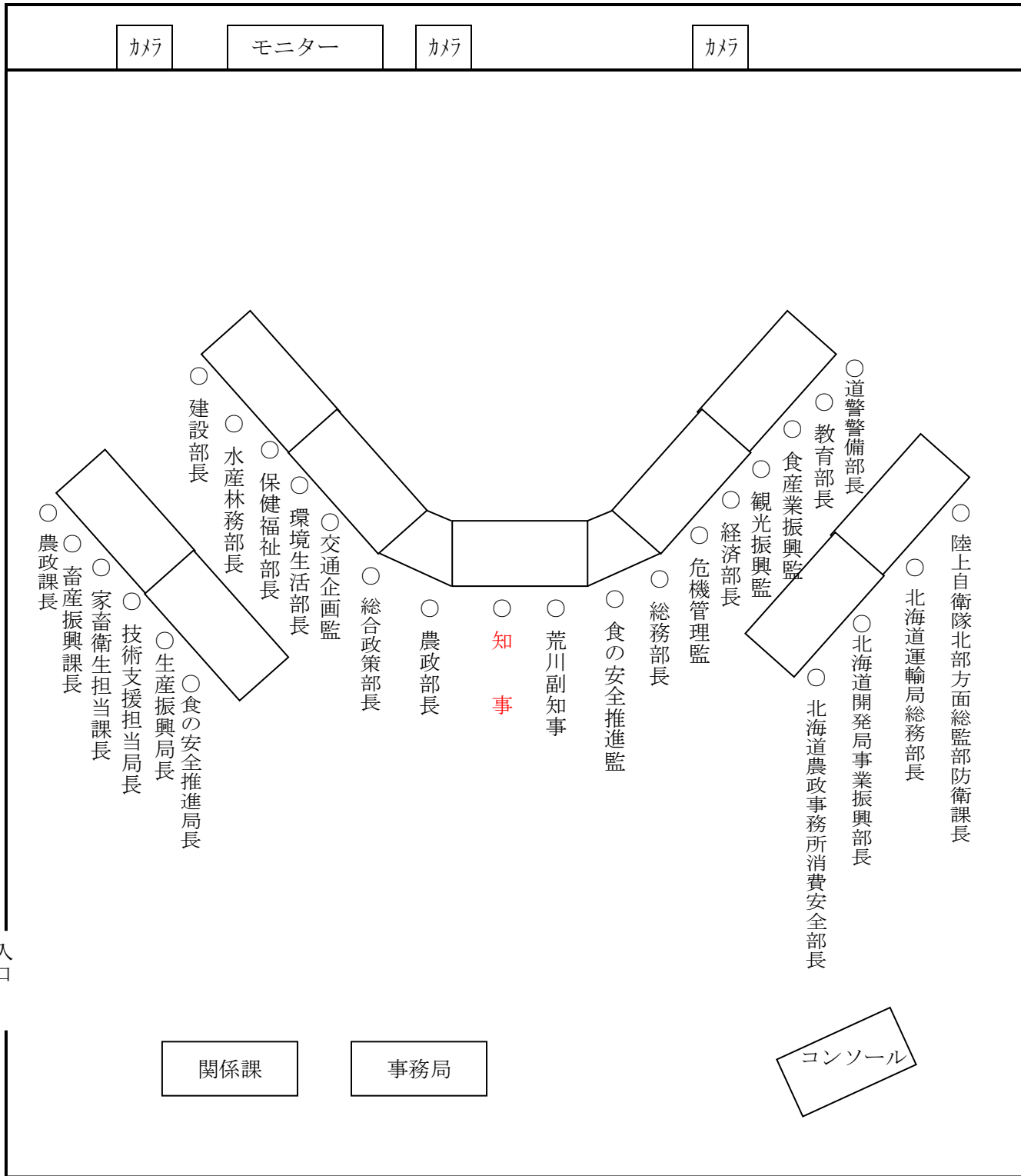
（2）陸上自衛隊北部方面総監部から情報提供

（3）その他

4 閉 会

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
平成28年12月19日(月)17:30～



高病原性鳥インフルエンザの対応

発生農場の防疫

通行制限

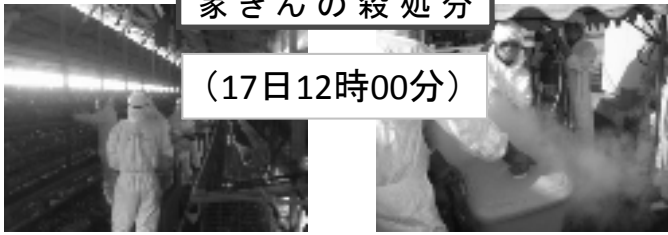
(16日22時30分)



- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 通行車両は消毒を徹底

家きんの殺処分

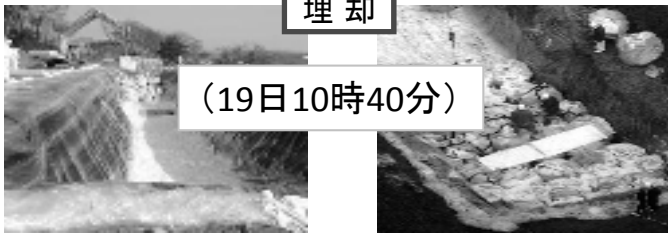
(17日12時00分)



- 病性決定後、全ての家きんを原則24時間以内に殺処分

埋却

(19日10時40分)



- 処分した家きんを原則72時間以内に埋却

消毒(1回目)



農場防疫措置完了

※ 1週間後

消毒(2回目)

※ 1週間後

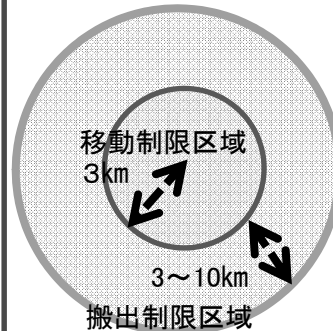
消毒(3回目)

※ 発生農場の防疫措置 完了後21日経過

防疫措置終了(移動制限区域(3km)解除)

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 移動制限区域
 - ・ 家きん等の移動を禁止
- 搬出制限区域
 - ・ 家きん等の当該区域からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置



(17日12時00分)

- 発生農場から3km及び10km地点に設置

発生状況確認検査



(17日10時00分)

- 発生後24時間以内に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

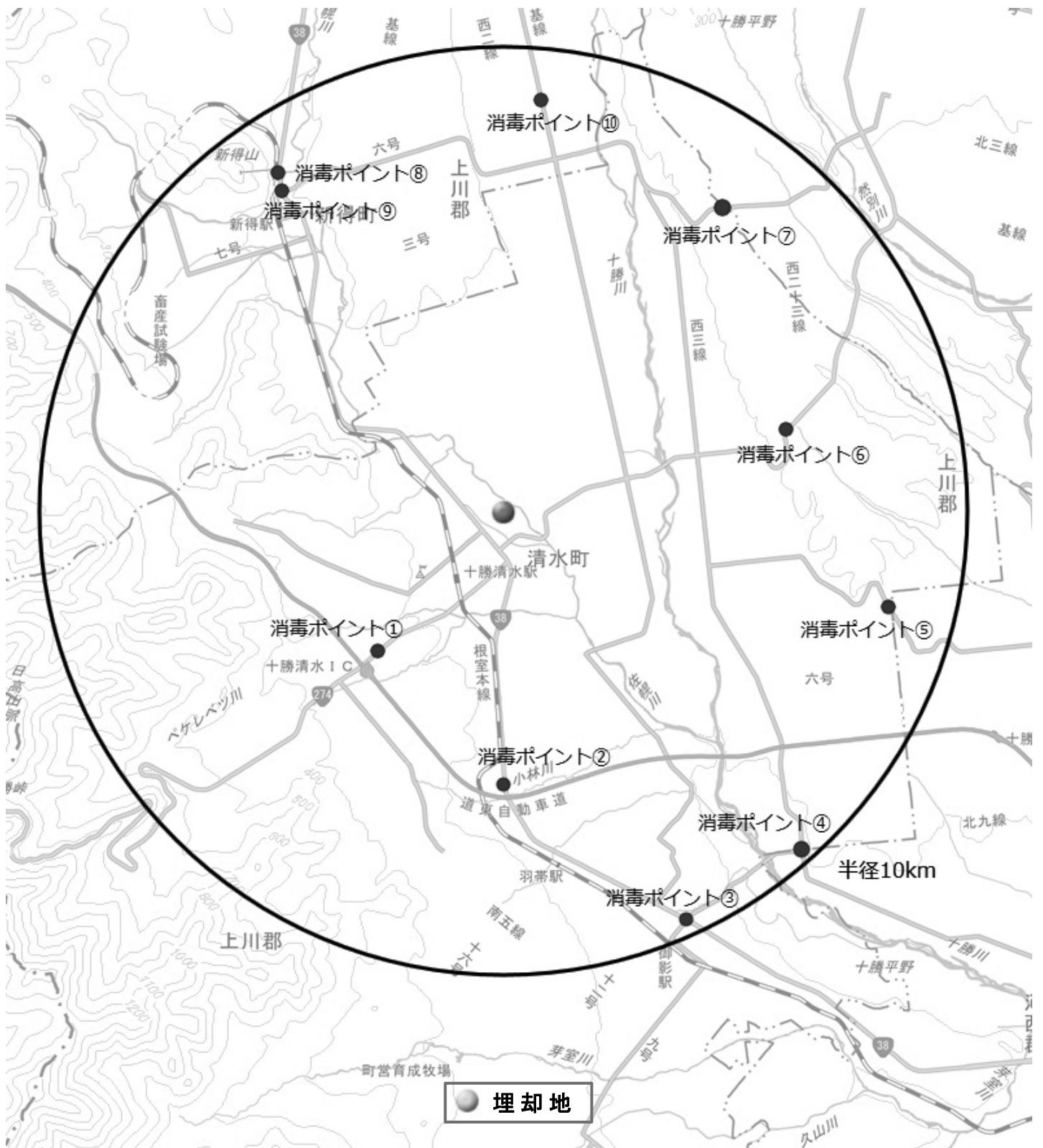
※ 発生農場防疫措置完了後、10日経過後

清浄性確認検査

- 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離検査、血液抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(3~10km)解除



高病原性鳥インフルエンザ発生農場

殺処分作業進捗状況

12月19日10時 時点

D型ハウス

鶏糞発酵槽

鶏糞発酵槽

ノーマン5

ノーマン4 (空)

ノーマン3

ノーマン2

ノーマン1 (空)

資材庫

GPセンター

倉庫

D型ハウス

肥料工場

肥料倉庫

鶏舎

殺処分済

新鶏舎 (空) 12

新鶏舎 (空) 11

新鶏舎 10

新鶏舎 9

新鶏舎 8

新鶏舎 7

新鶏舎 6

新鶏舎 5

新鶏舎 4

新鶏舎 3

新鶏舎 2

新鶏舎 1

育雛 5

育雛 3

育雛 2

育雛 1

4段1

4段2

新タイプ 1

新タイプ 2

新タイプ 3

鶏舎別 殺処分作業進捗状況【実数】

12月19日 16時時点

		飼養羽数		殺処分	進捗率
		聴き取り	実		
合計 (作業)		210,000	269,842	255,470	94.7%
新鶏舎	1 (済)	4,000	4,059	4,059	100.0%
	2 (済)	4,000	4,535	4,535	100.0%
	3 (済)	4,000	3,005	3,005	100.0%
	4 (済)	4,000	3,760	3,760	100.0%
	5 (済)	4,000	4,399	4,399	100.0%
	6 (済)	4,000	4,204	4,204	100.0%
	7 (済)	4,000	3,900	3,900	100.0%
	8 (済)	4,000	3,976	3,976	100.0%
	9 (済)	4,000	4,200	4,200	100.0%
	10 (済)	4,000	4,476	4,476	100.0%
	11、12	(空)	(空)		
	合計		40,000	40,514	40,514
育雛	1 (済)	10,000	16,646	16,646	100.0%
	2 (済)	10,000	31,330	31,330	100.0%
	3 (済)	10,000	16,018	16,018	100.0%
	5	10,000	32,000	31,029	97.0%
	合計		40,000	95,994	95,023
ノーマン	1、4	(空)	(空)		
	2 (済)	23,000	26,400	26,400	100.0%
	3 (済)	23,000	23,337	23,337	100.0%
	5 (済)	24,000	20,860	20,860	100.0%
	合計		70,000	70,597	70,597
新タイプ	1 (済)	6,000	6,503	6,503	100.0%
	2 (済)	7,000	8,132	8,132	100.0%
	3 (済)	7,000	6,102	6,102	100.0%
	合計		20,000	20,737	20,737
4段	1	20,000	21,000	10,249	48.8%
	2	20,000	21,000	18,350	87.4%
	合計		40,000	42,000	28,599





◎ 家畜伝染病予防法

第3条の2 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じた必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

○ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産大臣公表）

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺

(3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された後、24時間以内にと殺を完了する。

2 死体の処理

(1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後 72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺において埋却する。

【特定家畜伝染病防疫指針留意事項（農林水産省消費・安全局長通知（抜粋））】

留意事項⑳ 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

28. 12. 19
北部方面隊

災害派遣活動現場視察状況(12月19日)

